

PTA団体傷害保険について

新井小PTAは団体傷害保険に加入しています

PTA活動において、PTA会員とその同居親族、PTAが事前に参加を認めた方、PTA主催の行事に参加した児童(日本スポーツ振興センターの定める給付対象となる場合は除きます)に補償される保険です。

こんな時に、PTA団体傷害保険は保険金が支払われます

- (1) みんなで廃品回収をしていたら車が突っ込んできて、死亡、または負傷した。
- (2) PTA主催の親子親睦会で、リレー競技中にお父さんが転んで怪我をした。
- (3) 運動会のPTA主催の競技で、張り切って転倒してしまい、足首を骨折して入院となった。
- (4) お母さん方のバレーボール大会で、捻挫して通院した。
- (5) お母さん方と先生が、集まってお料理講習会を行ったが火傷をしてしまった。
- (6) 新井っ子秋祭りで校舎内の清掃中に、階段を踏み外して骨折してしまった。
- (7) 新井小見守り隊活動中に事故にあった。



※PTA行事全ての事故、また、その場所への往復経路の事故に保険金が支払われます。

※日本国内における事故に起因するものに限りです。

※故意、自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング等は、保険金をお支払いできません。

お支払い保険金(PTA団体傷害保険)の種類および額

保険金のお支払いにつきましては次の通りです。なお、これらの保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加入者からの賠償金とは関係なく重複して支払われます。



死亡保険金………事故日を含めて180日以内にその傷害がもとで死亡した場合、死亡・後遺傷害保険金額の全額

後遺傷害保険金…事故日を含めて180日以内にその障害がもとで後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険料の4%~100%

入院保険金………障害により、医師の指示にもとづき入院した場合、事故から180日を限度として入院日数1日につき入院日額が支払われます。

通院保険金………怪我により、その直接の結果として生活機能または業務機能の減少をきたし、入院によらずに医師の治療を受けた場合は、その通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院日額が支払われます。

手術保険金………怪我により、所定の手術を受けた場合に、指定された算出による額が支払われます。(1事故につき、事故日含めて180日以内の手術1回限度)



なお、入院、通院あわせて180日を限度として、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に治ったとき以降のお支払いは出来ません。

※ご請求・ご質問はPTA本部(ptaarai@yahoo.co.jp)までお問い合わせ下さい。
迷惑メール対策やドメイン指定受信等の設定をされている方は、
予め上記のアドレスを受信できるように設定をお願いします。

